

# ジオリア導入映像の貸出に関する規定

2022年4月1日

一般社団法人美しい伊豆創造センター

## 1.目的

一般社団法人美しい伊豆創造センター（以下「美伊豆」という）が管理している、ジオリア導入映像（以下「導入映像」という）について、ジオパークビジターセンターや教育活動を支援する目的で、貸出を行うものである。

## 2.対象

映像の貸し出し対象は次に示す団体あるいは個人で、「3.使用条件」を満たすものとする。

- 行政機関あるいは民間団体が設置する伊豆半島ジオパークのビジターセンター、あるいはそれに準ずる、ジオパークの解説・案内機能を有する施設。
- 伊豆半島ジオパークを題材とする企画展等を行う博物館や展示施設等。
- 伊豆半島ジオパークを用いた教育活動を行う美伊豆認定ジオガイド。

## 3.使用条件

導入映像は、伊豆半島の成り立ちを学ぶために制作されたものであるため、施設内で上映し続けるなど、環境映像的な使用は認めない。使用にあたっては以下の使用条件をすべて満たすものとする。

- A) モニターやスクリーン等で導入映像を繰り返し再生（上映しっぱなしに）しないこと。
- B) 映像機器の前には椅子を設置したり、周囲の展示物とパーテーションで区切ったりする等、導入映像の開始から終了まで視聴することを前提に上映する環境を準備すること。
- C) 導入映像の周辺に、導入映像の内容を補完したり、各サイトへのアクセスを示したりする展示物等を配置すること。
- D) 貸出したデータに対するいかなる編集・改変も行わないこと。

## 4.貸出方法

- ① 貸出を希望する団体または個人は、事前に「3.使用条件」を確認した上で、様式①「貸出申込書」を記入し、美伊豆事務局へ提出すること。
- ② 美伊豆事務局は貸出申込書の内容を審査し、貸出の可否を決定する。
- ③ 貸出許可後に電子データ（約 500MB の mp4 形式）で貸出する。貸出にあたり、美伊豆が所有する USB メモリに美伊豆職員がデータをコピーする。貸出す映像内には使用者が特定できるよう貸出番号およびジオリアのクレジットを書き込む。

- ④ 原則、USB メモリは対面での受け渡しとする。対面での受け渡しができない場合、申請者負担による郵送とする。

#### 5.貸出期間

貸出許可日より年度末までとする。延長して使用を希望する場合は、使用申請を再度提出する。企画展等のように期間を区切った使用の場合は、使用期間終了後 1 週間程度を貸出期間の目途とする。

#### 6.貸出期間終了後のデータの扱いについて

貸出期間終了後には責任をもってデータを破棄すること。

#### 7.貸出料金

貸出の料金は無料とする。

#### 8.目的外使用の禁止

使用者は、導入映像を申込み時の使用目的以外及び申込み時の使用場所以外で使用してはならない。

#### 9.転貸の禁止

使用者は、第三者へ導入映像データの転貸をしてはならない。

#### 10.貸出許可の取り消し

本規定に示す事項が遵守されていないことが認められた場合は注意を与える。それでも改善されない場合は直ちにデータの返却もしくは消去を確認した上で、今後一切の利用・使用を認めない。

以上

